

旭川市民文化会館整備基本計画策定に係る建設地について

1. 基本計画の策定について

- ・ 現在，基本計画検討会などで議論を進めながら基本計画を策定中
- ・ 基本計画の検討を具体かつ詳細に進めるため，建設地を決定する
(用途地域などの与条件を確認し，施設規模や動線などを計画する必要があるため)

2. 検討会における建設地の議論

<都市機能誘導区域（旭川市立地適正化計画）>

- 民有地のうち，建物が建っていない敷地
- 市が管理する敷地のうち，
建物が建っていない，又は現在使用していない建物がある敷地

最低限必要と想定される面積「約55m × 約60m」の建物が建設可能な敷地

<候補地の選出>

- | | |
|--------------------|----------------|
| ● 旧総合庁舎跡地 | ● クリスタルパーク |
| ● 大雪クリスタルホール多目的広場 | ● 常磐公園（自由広場周辺） |
| ● 常磐公園（旧川のおもしろ館周辺） | ● 宮前公園 |
| ● 旧北都中学校跡地 | |

- | | | |
|----------|-------------------|------------|
| ・ 敷地の安全性 | ・ 動線確保（利用者，搬出入車両） | ・ 公共交通の利便性 |
| ・ 駐車場確保 | ・ 敷地周辺環境の状況 | などの視点から評価 |

検討会の意見

「旧総合庁舎跡地が妥当である」

3. 基本計画策定に係る建設地の決定について

- ・ 基本計画策定検討会の意見等を踏まえ，
今年 9 月頃までに建設地を決定
- ・ 決定された建設地において，
基本計画の検討を具体かつ詳細に進める